

平成27年度

第15回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成27年10月27日 (火)
開会15時30分 閉会17時37分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 1 5 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 大分県教育功労者表彰について
- 第 2 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 3 号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ①求償権に係る住民訴訟の判決について
- ②平成 2 6 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について
- ③平成 2 7 年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について

(3) 協 議

- ①大分県教育功労者表彰規則の改正について
- ②平成 2 8 年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	欠席委員	高 橋 幹 雄
事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	参事監兼教育財務課長	岡 田 雄
	参事監兼高校教育課長	岩 武 茂 代
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	姫 野 浩 之
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義 夫
	特別支援教育課企画班課長補佐（総括）	古 庄 一
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	野 尻 明 敬
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

8 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、高橋委員が欠席です。

ただいまから平成27年度 第15回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、松田委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は17時25分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案から第3号議案及び協議の②については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案から第3号議案及び協議の②については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

①求償権に係る住民訴訟の判決について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「求償権に係る住民訴訟の判決について」藤本教育人事課長から報告いたします。

(藤本教育人事課長)

去る10月22日に、求償権に係る住民訴訟について第二審福岡高裁の判決がございましたので、報告いたします。

本年3月16日、第一審大分地裁の判決があり、原告及び被告の双方が、それぞれの敗訴部分の取消を求めて控訴していました。判決についてですが、まず、資料の「1 (1) 判決の結果 (主文)」をご覧ください。主文については、3点ございます。なお、原告・被告双方が控訴していますので、高裁判決は、第一審原告を「控訴人」と、第一審被告を「被控訴人」と呼んでいます。

1点目は、「被控訴人の控訴に基づき、原判決中被控訴人の敗訴部分を取り消す」というものです。なお、取り消される県知事の敗訴部分というのは、資料の「2 (3) 大分地裁 (第一審) 判決 (主文)」のうち、③から⑥にあります元教育審議監ほか3名に対する支払い請求を命じた部分です。

2点目は、「上記部分につき、控訴人の請求をいずれも棄却する」というものです。

3点目は、「控訴人の控訴をいずれも棄却する」というものです。

以上のとおり、福岡高裁判決は、原告側の訴えを全て退けるものです。

次に、「(2) 本案の争点に対する裁判所の判断」につきまして、その要旨を申し上げます。「①県教委の責任について」の裁判所の判断ですが、「従前から、幹部職員に対し、教員選考に総合点以外の要素を加味

してほしい旨の働きかけがあり、これに同調する幹部職員もいた。」とし、この部分については、高裁はプロジェクトチームの調査結果報告書に基づき事実認定をしています。そして、「このような事情が不透明な選考過程を許容し、本件不正がなされるに至った土壌となったことは否定できず、これに対して確固とした方針を示してこなかった県教委には一定の責任がある。」との判断がなされています。

「②返納された退職手当に相当する額を求償対象から控除すること」につきましては、「県教委にも一定の責任があること、退職手当には賃金の後払いの性格があること、及び求償には県の財産管理の側面があることも考慮すると、退職手当の返納や不支給の事実を合理性の認められる限度で考慮すること自体は許容される。」との基本的な考え方を示した上で、本件の場合につきましては、「返納命令を受けたのが退職手当の支給から2年後であること、返納が必ずしも確実なものではなかったこと等の事情に照らすと、退職手当の返納や不支給に係る金額を考慮するのは、求償権行使に対する過失相殺又は信義則上の制限として合理性を有する。」と判断しています。

そして、「③結論」としまして、「大分県が、返納された退職手当相当額を求償しないことは違法ではない。」、さらに、「求償すべき額は全額回収されたといえることができるので、大分県には求償権の行使について怠る事実はない。」と結論づけています。

福岡高裁の判決の概要は、以上のとおりであり、県の主張が認められた妥当なものと考えております。なお、原告側につきましては、上告を検討する方針との報道がなされています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

今回の判決書を見させていただきました。資料の「1 (2) ②」の部分については、県教育委員会が控訴審の判断を仰ぎたいとした理由を認めていただいたもので、きちんと判断をしていただいた点については評価すべきであると考えているところです。

しかしながら、「(2) ①」の部分が「②」の前提となっています。この判断は、平成20年の事件の背景には大分県教育委員会にそれ以前から組織的な問題点が存在していたことを控訴審は指摘したのであって、この点が求償権の行使をある程度制限する、すなわち信義則上求償権が制限される理由の一つであることを述べているものです。

平成20年の事件を受け、私たち県教育委員会は徹底した改革案を作

り、「しつこく果敢に最後までやり遂げよう。」とこれまで懸命に取り組んできました。

今回、高裁の判決書を見まして、私たち県教育委員会は改革の取組について今後も緩めることなく、継続していく必要があると改めて感じました。意見として申し上げさせていただきます。

(工藤教育長)

私の方も、初めての教育委員会の際に申し上げましたとおり、改革の継続、これまでの方針をしっかりと継続していくという気持ちで取り組んでまいりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

②平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について」江藤生徒指導推進室長から報告いたします。

(江藤生徒指導推進室長)

文部科学省が統計法に基づいて実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果が公表されましたので、大分県の動向を報告いたします。10月6日の教育委員会会議で申し上げましたように、8月に文部科学省から、いじめの状況等について再調査の要請があり、今回の調査結果は見直しを行ったものの結果でございます。調査対象期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までです。

資料2ページ「3 いじめの状況について(概要)」をご覧ください。いじめの認知件数は、小・中・高・特別支援学校合わせて3,223件で、昨年度の3,496件から273件の減少となりました。認知件数は小・中・高等学校で減少しましたが、特別支援学校では増加しました。児童生徒1,000人当たりの認知件数は25.3件となり、昨年度の27.1件より1.8件の減少となっています。なお、児童生徒1,000人当たりの認知件数の全国平均は13.7件であり、本県はそれを上回っていますが、これは些細な事案もいじめとして捉え、適切に対応するよう周知した結果と考えています。いじめの態様といたしましては、複数回答で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く67.4%であり、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が23.9%、「仲間はずれ、集団による無視される」が23.7%などとなっています。認知したいじめのうち解消しているものは2,675件、解消率は83.0%となっ

ており、昨年度より1.4%の減少となっています。

次に、資料3ページ「4 いじめ防止対策推進法を踏まえた地方公共団体の状況」をご覧ください。地方いじめ防止基本方針については、県及び13市町村が策定済みであり、いじめ問題対策連絡協議会については、3市が条例による設置、県及び6市町村が条例によらない設置となっています。なお、法による策定や設置の義務は、地方公共団体にはございません。また、各学校の状況ですが、学校いじめ防止基本方針の策定については、県内国公立学校の全てにおいて策定を終えています。また、いじめの防止のための組織の設置についても同様です。なお、各学校には、法により学校いじめ防止基本方針の策定といじめの防止等のための組織の設置が義務付けられています。

今後の対応といたしましては、スクールカウンセラーやいじめ解決支援チーム、さらには拠点警察署配属のスクールサポーター等と連携を取りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解決に向けた取組を推進してまいります。今後も組織的な生徒指導体制づくりを推進しながら、児童生徒一人ひとりを大切にされた教育活動、生徒指導を進めてまいります。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

いじめの解消については、どのようになったら解消であるとか、基準のようなものがあるのでしょうか。

(江藤生徒指導推進室長)

特に定められたものではありません。一定の収束が見られた後、観察や面談等で通常の生活に戻ったと判断した場合、解消と捉えています。解決したと思われる場合でも、継続して十分な見守り、観察を学校にはお願いしています。

(松田委員)

学校は非常によく頑張っていると思います。最近、テレビのゴールデンタイムの番組内で、冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われるなどが、平気で飛び交っている現状を見ると、青少年にとって問題であると思います。諸外国のように、ある程度規制をしたり、親が見てはいけないという指導ができればよいのではないかと思います。自由に見られる内容について、難しいとは思いますが、もう少し報

道と話ができればと思います。携帯やブログについては、フィルターをかけることを警察もやっています。子ども達がよく見ている番組は、非現実なのに現実に近いというような思いを起しやすいため、諸外国のように教育委員会としても考えていかなければならない部分があるのではないかと思います。

(工藤教育長)

難しい部分だと思いますが、ご意見として承りたいと思います。

(林職務代理者)

校種を超えて、たとえば、中学3年から高校に行ってもいじめが続くといったような、長く続くいじめが解消していない、解決しにくいというような点についてはどうでしょうか。

(江藤生徒指導推進室長)

ご指摘のとおり、年度を超えて解決に至らないものもございます。また、校種が変わる場合、たとえば、中学校から高校へは選択の幅がありますので、違う高校へ進路指導してくれたりしています。地域によっては、高校が1つという場合もありますが、環境が変わることによって状況がずいぶん変わったという報告もあります。

(岩崎委員)

本日、公安委員会との意見交換を行い、公安委員会と教育委員会の連携について話をしました。いじめ防止対策推進法等が整備されて、学校現場ではよく対策がなされていると思いますが、全国対比では認知件数が多い現状ですので、さらにきめ細かく対応する必要があるのではないかと思います。特に、重大な問題となる可能性がある場合に対応が遅れることのないようにしてもらいたいと思います。学校は保護者の方々から児童・生徒を預かっています。保護者の信頼を裏切るような大きな問題が起きないようにすることが大切です。そのためには、外部の方々の力を積極的に借りる必要がある場合があり得るということを、学校現場の先生方に認識していただきたいと思います。スクールサポーターの存在は大変ありがたいことだと思います。そういった方々と一緒にやらなければならないケースがあることを認識して、リスク管理を徹底していただきたいと思います。

(江藤生徒指導推進室長)

関係機関との連携という点では、スクールサポーターの力は非常に大きいと感じています。学校現場には、関係機関との連携について、しつこく言い続けていきたいと思っています。

(工藤教育長)

学校現場で、特に警察とつながることが必要な場面もあると思いますので、教育委員会と公安委員会が連携していることをしっかり伝えながら、情報共有を図りたいと思います。

③平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について

(工藤教育長)

それでは、報告第3号「平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について」蓑田体育保健課長から報告いたします。

(蓑田体育保健課長)

「平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について」報告いたします。この調査は、本年5月から7月の間に、県下全ての公立小学校・中学校・高等学校の児童生徒全員を対象に実施したものです。

資料2ページの表をご覧ください。この表は、本県の児童生徒の体力・運動能力調査結果の一覧です。網掛け部分は、平成27年度の県平均値が、前年度の県平均値を上回った項目です。全192項目中145項目で昨年度の平均値を上回っていることから、児童生徒の体力は確実に向上していると判断しています。中学校女子については全ての項目で、中学校男子については14歳の2項目以外の全てで昨年度を上回るなど、顕著な成果が出ています。項目別では、女子の上体起こしにおいて、全ての年齢で昨年度を上回っています。

次に、資料3ページの表をご覧ください。網掛け部分は、平成27年度の県平均と、今年11日にスポーツ庁から公表されました平成26年度体力・運動能力調査結果の全国平均との比較を行った結果、全国平均以上となった項目です。表を縦軸で見えますと、小学生では握力、長座体前屈、ボール投げにおいて、全ての年齢で全国平均以上となっています。しかしながら、50m走につきましては、男女とも全ての年齢で全国平均を下回っています。横軸で見えますと、中学生・高校生は多くの項目において全国平均を下回っています。

次に、資料4ページをご覧ください。こちらは、県平均が全国平均以上である項目数とその割合である達成率の年次推移を表とグラフで示したものです。全国平均以上の項目数は全校種では83項目となり、達成率は43.2%、昨年度から2.1ポイント上昇しています。小学生は71項目となり、達成率は74.0%、昨年度の過去最高を更新しています。中学生は12項目となり、達成率は25.0%、過去最高の結果となりました。一方、高校は0という結果でした。

次に、資料5ページをご覧ください。網掛け部分は、小学校の体育専科教員活用推進校24校と中学校体力向上推進校16校における全国平均以上の項目です。体育専科教員活用推進校での達成率は95.8%、また、中学校体力向上推進校での達成率は52.1%となり、それぞれ過去最高となりました。

恐れ入りますが、資料1ページにお戻りください。調査結果に係る考察ですが、小学生については、「一校一実践」を中心とした組織的な体力向上の取組の定着や各郡市に配置している体育専科教員の熱心な取組などにより、達成率が今年度も向上しております。中学生については、多くの項目で全国平均には達していない状況ですが、1年生の達成率が50%となるなど、これまでの小学校期からの継続した体力向上の取組の成果が出ているものと考えられます。男女とも全ての年齢で全国平均を下回った50m走につきましては、昨年度からの課題であり、その改善に向け、「一校一実践」に「走る・歩く」活動を取り入れた取組が多く各学校で行われるようになっていきます。

体力の向上に向けては、授業や「一校一実践」の更なる充実により、学校生活における運動の実施頻度を高めることに加え、家庭での運動実施頻度を高める工夫が必要であると考えています。なお、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果は、12月上旬頃に公表の予定です。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

体育専科教員活用推進校と中学校体力向上推進校の結果を見ると、きちんと指導する人がいると、体力も向上するということが分かります。学力も、学力支援教員によって、きめ細かく指導していただいているということで、体力・学力とも同じことが言えると思います。

先日、ラグビーの五郎丸選手が野球の始球式を行っている様子を見ましたが、ラグビーにおいては素晴らしい選手があのような投げ方をされていきました。運動能力は4～10歳まで総合的に、つまり、幼児期から小学校までの体育では、全身を活発に動かすような体験をさせることが大切です。長座体前屈は体の柔らかさを見ますが、硬いと怪我をしたり、滑らかに動けなかったりします。安全面も含め、もし余裕があれば体育専科教員を増やせばいいのではないかと思います。小学校では学力も体力も向上して、すばらしいと思います。

(岩崎委員)

それにしても50m走が全国平均に比べて低いのが気になります。そもそも何が原因なのでしょう。専門の先生がいた場合、達成率が高くなるという説明がありましたが、先生の教え方に課題があるのか、大分県の環境に問題があるのか、原因が分からないと対策ができないと思いますが、いかがでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

体育の日にスポーツ庁から出された昨年度の結果については、その調査対象は抽出で全国で約1,000人です。その結果と大分県全員とを比較していますので、全国平均が高すぎるのではないかとというのが1つの原因として考えられますが、原因をつきとめて対応していかなければならないと考えています。各学校で課題となっている項目を取り入れた「一校一実践」の取組が行われていますので、徐々に向上していくものと思います。

(岩崎委員)

資料1ページでは、高校については触れられていませんが、高校の結果については、どう捉えていますか。

(蓑田体育保健課長)

高校の達成率が0%であった原因として、昨年度全国平均を超えた項目の多かった高校3年生が卒業し、昨年度全国平均を超えた項目がゼロだった中学3年生が入学したことが影響したのではないかと考えられます。現在、対策を考えているところです。

(岩崎委員)

何をするにも基礎体力が必要です。生徒が自らやりたいと思っていることを実現できるように基礎体力はつけさせてあげたいと思います。心配ですが、大丈夫でしょうか。

(蓑田体育保健課長)

今の取組が必ず結果に表れてくると思います。昨年と比べて低ければ考えなければいけませんが、資料2ページの表のとおり、多くの項目で昨年より伸びていますので、心配はしていません。

(松田委員)

私は幼児期の4、5歳の母親の運動能力と、子どもの運動の能力差の研究を30年前にしたことがあります。運動嫌いの両親の子どもは運動好きになりにくい傾向があります。最近では、どちらかと言うと学習

塾等でずっと椅子に座って勉強することがいいと親が考えれば、体力はつきません。高校でもクラブ活動をしている人とそうでない人がいますが、高校になると個性があるので、そういう捉え方でいいのではないかと思います。小学校、中学校では基礎体力を十分につけることが大切だと思いますので、家庭にも協力していただくことも必要だと思います。

(工藤教育長)

資料2ページの表が真っ黒になるように頑張っていきたいと思いません。

【協 議】

①大分県教育功労者表彰規則の改正について

(工藤教育長)

それでは、協議の①「大分県教育功労者表彰規則の改正について」能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

〈説明概要〉

- ・教育功労者表彰規則の改正理由について
- ・「体育」「スポーツ」の概念整理について

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(岩崎委員)

提案の規則改正については賛成ですが、社会体育と教育以外のスポーツは、具体的にどのような競技あるいは身体活動をイメージしたらいいのか、例を教えてください。

(能見教育改革・企画課長)

明確な線引きはおそらくないのではないかと考えています。社会体育は教育としての体育となっていて、スポーツの中でも教育的要素が含まれており、かつ学校以外で行われるものについては、社会体育という整理をされていると考えています。

(岩崎委員)

たとえばゴルフはどちらになるのですか。

(能見教育改革・企画課長)

教育の一環として行うのか、レクリエーション的なゴルフとして行うのかによって、どこに位置づけられるかというのが変わってくるのだと思います。

(松田委員)

社会体育というのは、スポーツ少年団などの学校以外で行われているものや、教員が放課後クラブ活動を行うのが大変なので、地域の方を呼んでクラブ活動を行っているものです。そのような方が表彰されることはなく、学校の体育の先生が表彰されています。その意味では地域のスポーツ少年団やゲートボールなどの生涯スポーツが社会体育で、教育以外のスポーツはレクリエーション的なスポーツという違いになるのではないのでしょうか。スポーツの中でも競技だけで楽しむものと、自分の健康維持あるいは向上のためにするものは、教育以外のスポーツとなり、明文化されたものがあると思いますので、調べていただきたいと思います。

(能見教育改革・企画課長)

確認させていただきます。

(高橋委員)

教育以外のスポーツで表彰を受ける場合は、各競技の県大会で優勝した人などがもらうことになるのでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

教育以外の場合は、競技団体の役員を長年務めた方が対象となっています。

(高橋委員)

競技者がもらうということではないのですね。

(蓑田体育保健課長)

先ほどのゴルフについてですが、かつては娯楽とされていたのですが、平成11年の熊本国体からゴルフも正式に国体競技として認められていて、どちらかというスポーツ競技に該当すると思います。

(工藤教育長)

社会体育とスポーツの考え方についてはもう一度きちんと整理をした
いと思いますが、規則改正の方向性についてはご了解いただいたという
ことでよろしいでしょうか。それでは、この方向で進めてまいりたいと
思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、
公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長の
み入室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第1号議案 大分県教育功労者表彰について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育功労者表彰について」提案します
ので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・
ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議
案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議

案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

②平成28年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

(工藤教育長)

それでは、協議の②「平成28年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について」藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

ご意見を踏まえて、進めてまいりたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、その他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第15回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第15回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年10月27日(火)

15:30~17:25

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育功労者表彰について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①求償権に係る住民訴訟の判決について

②平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について

③平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について

(3) 協 議

①大分県教育功労者表彰規則の改正について

②平成28年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

(4) その他

4 閉 会

【 教育委員会 報告 】

求償権に係る住民訴訟判決について

平成27年10月27日
教育人事課

1 福岡高裁（第二審）判決について（判決言渡し：平成27年10月22日）

(1)判決の結果（主文）

- ① 被控訴人（県知事）の控訴に基づき、原判決中被控訴人の敗訴部分を取り消す。
- ② 上記部分につき、控訴人（原告、原告共同訴訟参加人）の請求をいずれも棄却する。
- ③ 控訴人の控訴をいずれも棄却する。

※ 以上のとおり、高裁判決は、一審原告側の訴えを全て退けた。

(2)本案の争点に対する裁判所の判断（要旨）

① 県教委の責任について

- ・ 従前から、幹部職員に対し、教員選考に総合点以外の要素を加味してほしい旨の働きかけがあり、これに同調する幹部職員もいた。このような事情が不透明な選考過程を許容し、本件不正がなされるに至った土壌となったことは否定できず、これに対して確固とした方針を示してこなかった県教委には一定の責任がある。

② 返納された退職手当に相当する額を求償対象から控除することについて

- ・ 県教委にも一定の責任があること、退職手当には賃金の後払いの性格があること、及び求償には県の財産管理の側面があることも考慮すると、退職手当の返納や不支給の事実を合理性の認められる限度で考慮すること自体は許容される。
- ・ 返納命令を受けたのが支給から2年後であること、返納が確実なものではなかったこと等の事情に照らすと、退職手当の返納や不支給に係る金額を考慮するのは、求償権行使に対する過失相殺又は信義則上の制限として合理性を有する。

③ 結論

- ・ 大分県が、返納された退職手当相当額を求償しないことは違法ではない。
- ・ 求償すべき額は全額回収されたということができるので、大分県には求償権の行使について怠る事実はない。

2 本件の概要（参考）

(1)事案概要

教員採用を巡る事件において不正な点数操作の影響で不合格となった者（53人）に対して県が支払った賠償金(9,045万円)のうち、求償対象者からの弁済額(約448万円)を除いた部分(約8,597万円)について、県は不正に関わった者に対する求償権の行使を怠っているとして、市民グループがその「違法確認」及び「支払請求命令」を求めた住民訴訟

- (2)当事者 一審原告：①特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン
②教員採用不正の真相を追究する秦聖一郎さん支援の会
原告共同訴訟参加人：永井敬三、永井佳子
一審被告：大分県知事

(3)大分地裁(第一審)判決（主文）（判決言渡し：平成27年3月16日）

- ① 次の行為〔調査機関を設置し、教員として採用される地位を侵害した者を特定した上で求償権を行使すること〕を怠る事実が違法であることの確認を求める訴えを却下する。
- ② 原告らの訴えのうち、及び に対する、怠る事実の違法確認の訴え、金銭の支払請求に係る訴えをいずれも却下する。
- ③ 被告は、 に対し、金24万1,352円及びこれに対する平成25年4月17日から支払い済みまで年5分の割合による金員〔以下「※」で表示〕の支払を請求せよ。
- ④ 被告は、 に対し、金5万5,313円及び〔※〕の支払を請求せよ。
- ⑤ 被告は、 に対し、金5万5,313円及び〔※〕の支払を請求せよ。
- ⑥ 被告は、 に対し、金2,645万0297円及び〔※〕の支払を請求せよ。
- ⑦ 原告ら及び原告共同訴訟参加人らのその余の請求をいずれも棄却する。

以上

平成27年10月27日(火)

大分県教育庁生徒指導推進室

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における
「いじめ」に関する調査の結果について(大分県)

いじめの状況(国公立)

()は前年度比較

項目	大分県	全 国
	<u>3,223件(-273件)</u>	<u>188,057件(+2,254件)</u>
いじめ 認知件数	○小学校 2,331件(-147件)	○小学校 122,721件(+3,973件)
	○中学校 702件(-130件)	○中学校 52,969件(-2,279件)
	○高等学校 180件(-4件)	○高等学校 11,404件(+365件)
	○特別支援学校 10件(+8件)	○特別支援学校 963件(+195件)
	○1,000人当たりの認知件数25.3件	○1,000人当たりの認知件数13.7件

平成26年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査の結果について
大分県 調査結果の概要（速報）

平成27年10月27日（火）

大分県教育庁生徒指導推進室

- 1 調査対象期間 平成26年度間
平成26年4月1日～平成27年3月31日

- 2 調査項目（調査対象）
いじめ（国公立・小中高特別支援学校）

3 いじめの状況について（概要）

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は3,223件。（前年度は、3,496件）と前年度より273件減少しており、児童生徒1千人当たりの認知件数は、25.3件（前年度27.1件）である。認知件数は小・中・高等学校で減少したが、特別支援学校は増加している。

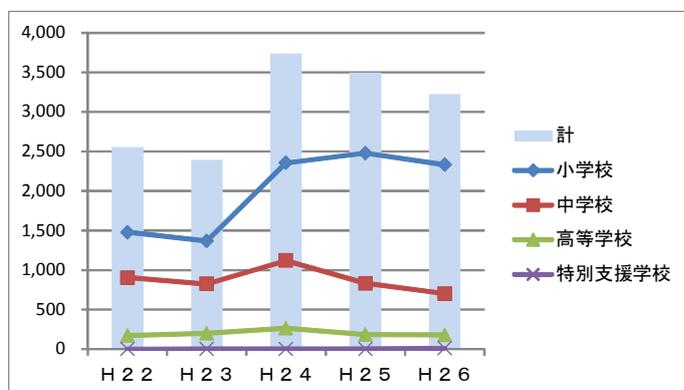
いじめの態様としては「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く67.4%であり、以下「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が23.9%、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が23.7%、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」が8.3%、「いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が8.1%である。（複数回答）認知したいじめのうち解消しているものは2,675件（前年度2,951件）で、解消率は83.0%（前年度84.4%）である。

※（ ）内は前年度比

国公立小中高等学校

認知件数 (件)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
	2,331(-147)	702(-130)	180(-4)	10(+8)	3,223(-273)

○ いじめ認知件数の推移



年度	H22	H23	H24	H25	H26
小学校	1,479	1,366	2,354	2,478	2,331
中学校	904	824	1,119	832	702
高等学校	172	201	264	184	180
特別支援学校	1	3	2	2	10
計	2,556	2,394	3,739	3,496	3,223

4 いじめ防止対策推進法を踏まえた地方公共団体の状況

○ 地方いじめ防止基本方針

地方いじめ防止基本方針

	策定済み	策定に向けて検討中	策定するか検討中	策定しない
大分県	1			
市町村	13	3	2	0

○ いじめ問題対策連絡協議会

いじめ問題対策連絡協議会

	条例による設置	条例によらない設置	設置に向けて検討中	設置するか検討中	設置しない
大分県		1			
市町村	3	6	2	4	3

○ 地方公共団体の状況

「地方いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置は、法によって地方公共団体に義務付けられていない。

平成27年10月1日現在、「地方いじめ防止基本方針」は県及び13市町村が策定済み、「いじめ問題対策連絡協議会」は3市が条例による設置、県及び6市町村が条例によらない設置となっている。

5 いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況

○ 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針	国公立	
	策定済み	未策定
小学校	279	0
中学校	134	0
高等学校	61	0
特別支援学校	17	0

○ いじめの防止等のための組織

いじめの防止等のための組織	国公立	
	設置済み	未設置
小学校	279	0
中学校	134	0
高等学校	61	0
特別支援学校	17	0

「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめの防止等のための組織」の設置は、法により各学校に義務付けられている。平成27年10月1日現在、「学校いじめ防止基本方針」の策定率、「いじめの防止等のための組織」の設置率ともに100%である。

6 大分県教育委員会の取組

○ 県教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、学校のいじめ防止基本方針、校内組織の設置など、いじめ問題に対する学校の組織的な取組を推進しているところである。また「いじめ対策連絡協議会」による関係機関と連携をはかり、学校でのいじめ防止を図っている。

○ 今後も、研修や会議を通して教職員の生徒指導力向上と組織的な生徒指導体制づくりを推進しながら、児童生徒一人一人を大切にされた教育活動、生徒指導を進めていく。

報告資料

平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について
 (平成26年度文部科学省体力・運動能力調査結果との比較)

1 調査	<p>① 時期 平成27年5月～7月</p> <p>② 対象 小学校277校(全学年:59,529人)、中学校129校(全学年:29,727人)、 高校(定時制含)49校(全学年:23,722人) ※(各校種ともに全員調査)</p>
2 調査結果の概要	<p>平成27年度と平成26年度の大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果の比較及び平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果と平成26年度文部科学省体力・運動能力調査結果との比較(有意差検定)を行った。概要は以下の通り。</p> <p>①平成26年度県平均との比較では、192項目中145項目で平均値が向上した。 (表1)</p> <p>②県平均(H27)が全国平均(H26)以上である項目数の割合(達成率)は、 過去最高43.2%(83/192項目)となった。(表2)</p> <p>③小学生は、「握力」が向上するなど、「50m走」を除く多くの項目で全国平均を上回った。(表2)</p> <p>④中学生は、男子は1・2年生、女子は1年生において全国平均を上回る項目が増えた。(表2)</p> <p>⑤「50m走」については、男女ともすべての年齢において全国平均を下回った。 (表2)</p> <p>⑥学校種別の達成率は、<u>小学校74.0%(過去最高)</u>、<u>中学校25.0%(過去最高)</u>であった。(表3・グラフ1)</p> <p>⑦小学校体育専科教員活用推進校の達成率は、<u>過去最高の95.8%(92/96項目)</u>であった。(表4)</p> <p>⑧中学校体力向上推進校の達成率は、<u>過去最高の52.1%(15/48項目)</u>であった。(表5)</p>
3 考察	<p>①小学生は、「<u>一校一実践</u>」を中心とした体力向上に向けた組織的な取り組みの定着や<u>体育専科教員を中心とした教職員の意識向上</u>などにより、今年度も達成率が向上した。</p> <p>②中学生については、未だ多くの項目で全国平均には達していないが、<u>全ての年齢において昨年度の体力合計点を上回る</u>など、<u>確実に体力は向上している</u>。これは、小学校期からの継続した体力向上の取組の成果が出ているものと考えられる。今後も引き続き「授業」や「一校一実践」の充実により、学校生活における運動の実施頻度を高めることに加え、家庭での運動実施頻度を高める工夫が必要である。その推進役として、体力向上推進校の役割は非常に重要である。</p> <p>③「<u>50m走</u>」「<u>立ち幅跳び</u>」の改善に向け、全身を使って一定時間、あるいは瞬時に全身のバネを使うというようなダイナミックな動きにつながる運動に取り組ませる必要がある。</p>
4 目標	<p>子どもの体力がピークと言われる昭和60年頃の水準を目指していきたい。</p>

※「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果は、12月上旬頃に公表予定。

大分県児童生徒の体力・運動能力調査平均値比較 (H26とH27の大分県の平均値比較)

○ 192項目中145項目で昨年の平均値を上回る。

- ・ 中学校男子は、14歳男子の2項目以外の全てで上回った。
- ・ 中学校女子は、全ての項目で上回った。
- ・ 女子は、「上体起こし」においてすべての年齢において上回った。

● 「握力」、「長座体前屈」、「立ち幅跳び」、「ボール投げ」は、他の種目に比べ、昨年の平均値を下回る年齢が多かった。

(表1)

性別	項目		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	
	校種	年齢	(Kg)	(回)	(cm)	(点)	(数)	(秒)	(cm)	(m)	
男子	小学校	6	9.42	11.88	26.74	27.01	18.11	11.76	113.21	8.83	
		7	11.04	14.52	28.48	31.73	29.17	10.79	125.36	12.49	
		8	13.03	16.43	30.70	36.01	37.87	10.19	136.79	16.41	
		9	14.80	18.29	32.29	39.99	46.99	9.74	143.71	20.46	
		10	17.09	20.03	33.67	43.34	54.94	9.41	153.43	24.21	
		11	20.02	21.83	36.26	45.31	62.52	8.98	162.72	28.02	
	中学校	12	24.03	23.90	40.35	49.52	71.23	8.60	179.62	18.98	
		13	29.45	27.48	43.43	53.27	86.56	8.01	196.06	21.66	
		14	34.57	29.66	46.21	55.02	93.08	7.61	209.21	24.16	
	高等学校	15	37.69	28.30	45.70	54.53	83.75	7.54	210.98	24.23	
		16	40.30	30.56	47.71	56.39	91.98	7.33	219.32	25.37	
		17	42.11	31.47	48.97	57.06	91.62	7.29	222.32	25.95	
	女子	小学校	6	8.70	11.38	28.66	26.34	15.28	12.07	106.03	6.07
			7	10.43	13.95	31.00	30.53	22.83	11.09	117.94	8.18
			8	12.28	15.67	33.52	34.39	28.46	10.53	128.78	10.19
			9	14.15	17.27	35.95	38.09	35.80	10.01	137.38	12.80
			10	16.63	18.89	37.90	41.17	42.08	9.68	146.26	15.09
11			19.46	19.74	41.09	42.70	47.15	9.33	153.92	17.27	
中学校		12	21.85	20.09	43.60	45.15	50.85	9.13	163.43	12.13	
		13	23.93	22.37	45.29	46.55	56.94	8.89	168.55	13.27	
		14	25.18	23.24	47.39	47.47	58.03	8.84	171.07	14.14	
高等学校		15	25.02	21.03	45.79	45.29	47.38	9.09	163.31	13.48	
		16	25.87	21.95	45.65	46.44	50.15	9.08	166.70	13.89	
		17	26.39	22.32	46.83	46.54	49.34	9.03	166.72	14.12	

※ は平成27年度の県平均値が平成26年度の県平均値を上回る項目(145/192)

平成27年度大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果

(H27大分県とH26全国の平均値の比較)

○ 優位差検定結果、全国平均以上の項目数が過去最高の83(昨年度79)、達成率43.2%

● 中学校2、3年生及び高校生が多くの項目で全国平均に達していない
「50m走」については、男女とも全ての年齢で全国平均を下回っている

(表2)

性別	項目		握力	上体	長座	反復	20m	50m走	立ち	ボール
	校種	年齢	(Kg)	起こし	体前屈	横とび	シヤトルラン	(秒)	幅とび	投げ
			県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値	県平均値
男子	小学校	6	9.42	11.88	26.74	27.01	18.11	11.76	113.21	8.83
		7	11.04	14.52	28.48	31.73	29.17	10.79	125.36	12.49
		8	13.03	16.43	30.70	36.01	37.87	10.19	136.79	16.41
		9	14.80	18.29	32.29	39.99	46.99	9.74	143.71	20.46
		10	17.09	20.03	33.67	43.34	54.94	9.41	153.43	24.21
		11	20.02	21.83	36.26	45.31	62.52	8.98	162.72	28.02
	中学校	12	24.03	23.90	40.35	49.52	71.23	8.60	179.62	18.98
		13	29.45	27.48	43.43	53.27	86.56	8.01	196.06	21.66
		14	34.57	29.66	46.21	55.02	93.08	7.61	209.21	24.16
高等学校	15	37.69	28.30	45.70	54.53	83.75	7.54	210.98	24.23	
	16	40.30	30.56	47.71	56.39	91.98	7.33	219.32	25.37	
	17	42.11	31.47	48.97	57.06	91.62	7.29	222.32	25.95	
女子	小学校	6	8.70	11.38	28.66	26.34	15.28	12.07	106.03	6.07
		7	10.43	13.95	31.00	30.53	22.83	11.09	117.94	8.18
		8	12.28	15.67	33.52	34.39	28.46	10.53	128.78	10.19
		9	14.15	17.27	35.95	38.09	35.80	10.01	137.38	12.80
		10	16.63	18.89	37.90	41.17	42.08	9.68	146.26	15.09
		11	19.46	19.74	41.09	42.70	47.15	9.33	153.92	17.27
	中学校	12	21.85	20.09	43.60	45.15	50.85	9.13	163.43	12.13
		13	23.93	22.37	45.29	46.55	56.94	8.89	168.55	13.27
		14	25.18	23.24	47.39	47.47	58.03	8.84	171.07	14.14
高等学校	15	25.02	21.03	45.79	45.29	47.38	9.09	163.31	13.48	
	16	25.87	21.95	45.65	46.44	50.15	9.08	166.70	13.89	
	17	26.39	22.32	46.83	46.54	49.34	9.03	166.72	14.12	

※1 は、県平均値が全国を上回るもの、もしくは有意差が見られないもの(P<0.05 ウェルチ検定)

※2 H27県平均が全国平均以上(含:有意差が見られないもの)は83項目、達成率43.2%(83/192)

※3 校種別達成率(全国平均以上の割合):小学校74.7%、中学校25.0%、高等学校0%

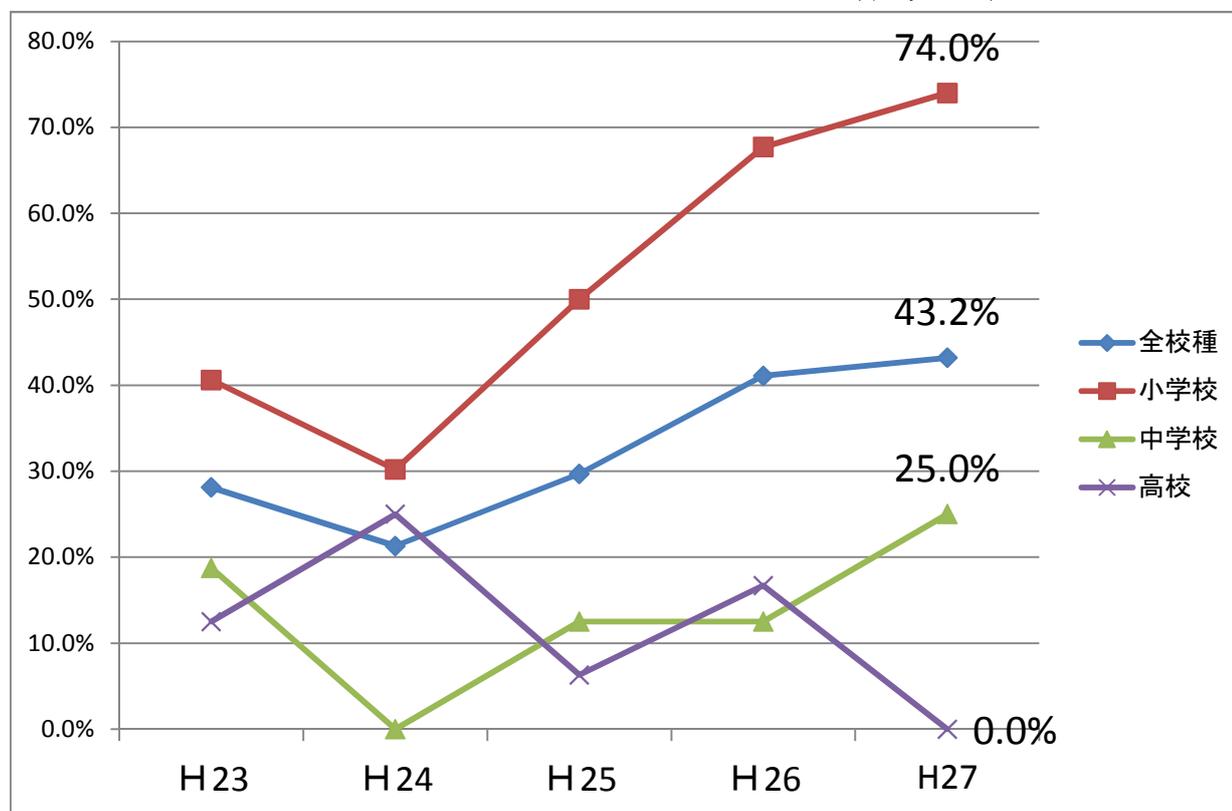
県平均が全国平均以上の割合(達成率)の推移

(表3)

校種	年度	H23	H24	H25	H26	H27
全校種 (192項目)	男子	32	24	32	40	44
	女子	22	17	25	39	39
	計	54	41	57	79	83
	達成率	28.1%	21.3%	29.7%	41.1%	43.2%
小学校 (96項目)	男子	21	13	25	33	36
	女子	18	16	23	32	35
	計	39	29	48	65	71
	達成率	40.6%	30.2%	50.0%	67.7%	74.0%
中学校 (48項目)	男子	5	0	4	3	8
	女子	4	0	2	3	4
	計	9	0	6	6	12
	達成率	18.8%	0.0%	12.5%	12.5%	25.0%
高等学校 (48項目)	男子	6	11	3	4	0
	女子	0	1	0	4	0
	計	6	12	3	8	0
	達成率	12.5%	25.0%	6.3%	16.7%	0.0%

達成率の推移

(グラフ1)



平成27年度「体育専科教員活用推進校」(24校)の体力・運動能力調査結果
(表4)

性別	項目		握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ボール 投げ
	校種	年齢	(Kg)	(回)	(cm)	(点)	(数)	(秒)	(cm)	(m)
男子	小学校	6	9.91	12.31	27.89	27.74	19.56	11.60	116.96	9.41
		7	11.56	15.82	29.82	32.81	31.15	10.71	130.51	13.23
		8	13.14	18.19	33.61	37.49	40.46	10.06	140.31	17.16
		9	15.00	19.11	34.32	41.78	48.94	9.70	144.35	20.93
		10	17.42	21.65	35.10	44.14	58.01	9.33	156.20	24.46
		11	20.48	23.99	37.01	46.63	66.52	8.92	166.67	28.45
女子	小学校	6	9.43	12.55	30.59	26.88	16.94	11.79	110.35	6.66
		7	11.07	15.28	32.45	31.80	25.47	10.92	122.62	8.81
		8	12.72	17.69	36.45	36.16	31.49	10.35	133.06	11.41
		9	14.33	18.68	37.91	39.69	38.70	9.88	141.00	13.17
		10	17.00	20.35	39.94	42.33	45.88	9.60	150.54	15.60
		11	19.54	21.08	42.37	43.81	49.91	9.29	156.67	17.52

は、体育専科教員活用推進校平均値が全国を上回るもの、もしくは有意差が見られないもの(P<0.05 ウェルチ検定)
達成率は、**95.8%(92/96項目)**
(H26は、93.8%(90/96項目))

平成27年度「中学校体力向上推進校」(16校)の体力・運動能力調査結果
(表5)

性別	項目		握力	上体 起こし	長座 体前屈	反復 横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち 幅とび	ボール 投げ
	校種	年齢	(Kg)	(回)	(cm)	(点)	(数)	(秒)	(cm)	(m)
男子	中学校	12	24.00	24.59	40.15	50.61	72.92	8.61	178.82	19.19
		13	29.26	27.19	43.44	53.07	88.05	7.99	196.18	21.10
		14	34.82	30.02	47.82	55.49	96.66	7.55	211.64	24.58
女子	中学校	12	21.64	20.81	44.66	46.05	51.87	9.14	162.95	12.17
		13	23.61	22.42	45.15	46.34	55.47	8.98	167.63	12.90
		14	25.35	23.57	47.39	47.02	57.38	8.85	171.39	13.96

は、体力向上推進校平均値が全国を上回るもの、もしくは有意差が見られないもの(P<0.05 ウェルチ検定)
達成率は、**52.1%(25/48項目)**
(H26は、31.3%(15/48項目))

大分県教育功労者表彰規則の一部改正について

1 大分県教育功労者表彰の概要

大分県教育功労者表彰は、本県教育の振興に功績のあった団体又は個人を対象とした表彰である。各市町村教育委員会や県立学校等へ推薦依頼を行い、教育委員会で選考の上、毎年11月3日（文化の日）に表彰式を開催している。（大分県功労者表彰と併せて開催）

2 改正の内容

被表彰者の要件の見直し（第1条第4号関係）

（現 行）	四	<u>体育の振興又は学校保健の向上</u> について功績の顕著なるもの
（改正案）	四	<u>スポーツの振興</u> について功績の顕著なるもの

3 改正の理由

これまで慣例的に、大分県教育功労者表彰では学校体育及び学校保健に係る功労者を表彰の対象とし、いわゆる社会体育や競技スポーツに係る功労者については大分県功労者表彰（知事表彰）の対象としてきた。

しかし、この度、教育功労者表彰のうち学校教育関係枠の表彰再開の機を捉え、教育功労者表彰における社会教育枠や文化枠との均衡を図るとともに、知事表彰との接続を図るため、スポーツ分野（教育庁所管分）において功績のあったものについても教育功労者表彰の対象に加えることとしたい。

ここで、「体育」という用語に関し、従前は学校体育、社会体育及び競技スポーツ等を包含する上位概念と捉えられていたが、今日的には、むしろ「スポーツ」が「体育」をも包含する概念と管理されていることを踏まえ、上記2の規則改正を行いたい。

なお、学校体育及び学校保健に係る功労者については、次期長期教育計画（素案）における整理も踏まえ、改正後は規則第1条第2号（学校教育関係）又は6号（学校支援関係）を適用する。

4 施行期日

公布の日から施行（平成28年の表彰から適用）する。

○ 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）新旧対照表

新	旧
<p>第一条 団体又は個人で左の各号の一に該当すると認められるものは、この規則により県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 (変更なし)</p> <p>二 (変更なし)</p> <p>三 (変更なし)</p> <p>四 スポーツの振興 もの について功績の顕著なるもの</p> <p>五 (変更なし)</p> <p>六 (変更なし)</p> <p>七 (変更なし)</p> <p>八 (変更なし)</p> <p>第二条 (省略)</p> <p>第三条 (省略)</p> <p>第四条 (省略)</p> <p>第五条 (省略)</p>	<p>第一条 団体又は個人で左の各号の一に該当すると認められるものは、この規則により県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 多年教育に従事しその成績顕著なるもの</p> <p>二 教育職員で教職又は専門の事項について研究し、特にその成果をあげているもの</p> <p>三 社会教育の振興について功績の顕著なるもの</p> <p>四 体育の振興又は学校保健の向上について功績の顕著なるもの</p> <p>五 文化の振興又は文化財の保護について功績の顕著なるもの</p> <p>六 学校の支援について功績の顕著なるもの</p> <p>七 教育事業に私財を寄附しその功績の顕著なるもの</p> <p>八 その他教育発展のために著しく功労のあつたもの</p> <p>第二条 (省略)</p> <p>第三条 (省略)</p> <p>第四条 (省略)</p> <p>第五条 (省略)</p>

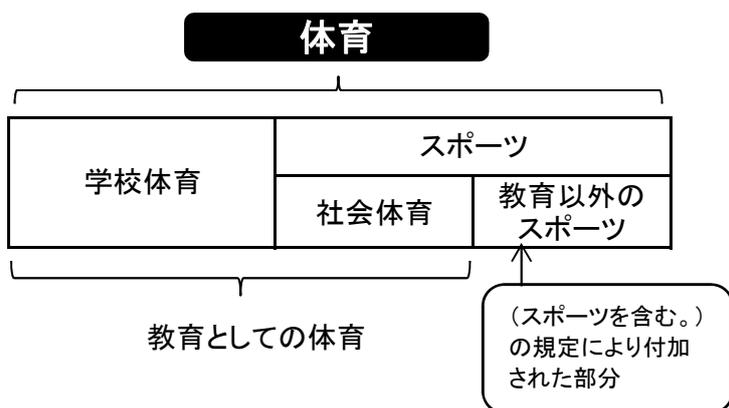
「体育」と「スポーツ」の関係について

○文部省設置法第5条(平成11年廃止)では、次のように規定

文部省の所掌事務は、次のとおりとする。

五十五 イ 体育(スポーツを含む。)の振興

体育の概念図(文部省設置法の場合)



○体育とは

適切な運動の実践を通して身体の健全な発達を促し、運動能力や健康な生活を営む態度などを養うことを目的とする教育。
(デジタル大辞泉より)

日常的には教育活動を伴うものとして捉えられている。

○スポーツとは

一般的に運動競技、身体活動、余暇などを含む広い意味として用いられている例が多い。

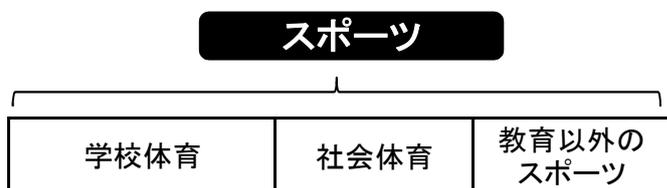
※ 文部省設置法における「体育」は、スポーツを包含しており、単なる「教育としての体育」よりも広い概念で整理されている。

○文部科学省設置法第4条(平成11年制定)

文部科学省は、…(略)、次に掲げる事務をつかさどる。

七十六 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

スポーツの概念図



今日的には、一般的に「スポーツ」の方が「体育」をも包含する身体活動全般として位置づけられている。

※旧文部省における、体育がスポーツを包含するという上位概念の考え方と、一般的・日常的に使われているスポーツの概念が合致しないことから、その統一を図るため省庁再編の際に「体育(スポーツを含む。)(文部省設置法)」を「スポーツ」(文部科学省設置法)に改めている。

大分県教育功労者表彰被表彰者名簿(体育関係のみ)

(平成元年度以降)

No.	年度	区分	個人/団体	所属/団体名	役職名	氏名
1	H01	体育	個人	別府女子短期大学	教授	小山 福次
<ul style="list-style-type: none"> ・体育保健課長を定年退職後(S60.3)、別府女子短期大学教授 ・32年間体育保健課職員、課長時代にはレクレーション大会(S57)、体力づくり全国大会(S58)の開催誘致 ・オリンピック東京大会事務局職員。 						
2	H04	体育	個人	大分県立大分東高等学校	校長	藤原 榮郎
<p>【ハンドボール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S46～H3 大分東高校女子ハンドボール部顧問: 全国優勝に導く ・オリンピック選手輩出(モントリオールオリンピック全日本チーム主将の紀野奈々美氏) 						
3	H07	体育	個人	大分県立総合体育館	館長	栗林 正幸
<ul style="list-style-type: none"> ・大分県高等学校体育連盟理事長、大分県柔道連盟理事長、大分県体育協会競技力向上委員会委員、大分県スポーツ指導者協議会会長などを歴任 						
4	H24	体育	個人	公立高等学校	元 教諭	野上 毅
<p>【テニス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杵築高校: 九州大会3年連続優勝(S62-H1) ・杵築高校、別府青山高校: 全国高校総体へ導く ・退職後・・・非常勤講師として保健体育・テニスの指導、テニス教室の講師 						
5	H24	体育	個人	公立高等学校	元 教諭	伊東 幸人
<p>【水泳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赴任したほとんどの学校で県優勝選手を輩出 ・指導者として活躍する人を輩出(シドニーオリンピックで日本代表監督を務めた青木剛氏など) ・S62～H18 大分県水泳連盟の理事長や副会長を歴任 ・H14～ スイミングクラブで指導 						